

## 社会資本整備総合交付金等に関する 全国知事会「地方の社会資本整備PT」の意見

### 1 制度の早期創設

○年度当初から確実に事業執行ができるよう、早期に制度を創設する必要  
(事業執行の遅れは地域経済にも影響)

- ・要綱等の早期確定  
→ 早期の計画策定・内示、継続事業への経過措置 等
- ・制度設計に向けた地方との早期の協議開始、地方の意見の反映

### 2 新交付金の創設趣旨に沿った制度設計・運用

#### (1) 交付対象事業

- ・交付対象の広範化 ※地域固有の課題解決を可能とする交付対象  
(現行交付金で対象外の道路の新規路線や維持系事業、調査費等  
への交付対象の拡大)
- ・流用可能範囲の広範化 ※交付金充当対象の自由な変更  
(政策分野間、社会資本総合整備計画間の流用 等)
- ・効果促進事業(ソフト)の全体事業費に占める割合の上限を設定しない

#### (2) 交付手続き

- ・交付申請(調整)手続き等の「窓口」の一本化
- ・流用手続き、計画変更手続きの簡素化  
(事後承認・報告で可とする 等)

### 3 財政力に応じた「交付率嵩上げ」制度の維持

- ※財政力の脆弱な地方自治体には必要不可欠な制度
- ※補助国道等についても交付率の引上げ検討を
- ※地方負担分については、一般公共事業債の充当を

## 4 平成23年度以降の社会資本整備予算総額の確保

○上記の要望を容れた整備設計をしてもなお、予算総額が大幅に削減された中では、新規事業が抑制され、結果として、社会資本整備が遅れている地方の整備がさらに遅れ、地域間格差が拡大することが懸念される。

→平成23年度以降の社会資本整備予算の総額確保が不可欠

### (3) 地域主権の確立

- 社会資本整備総合交付金（仮称） （新規）2.2兆円  
【既存の交付金：1.1兆円、新規分：1.1兆円】

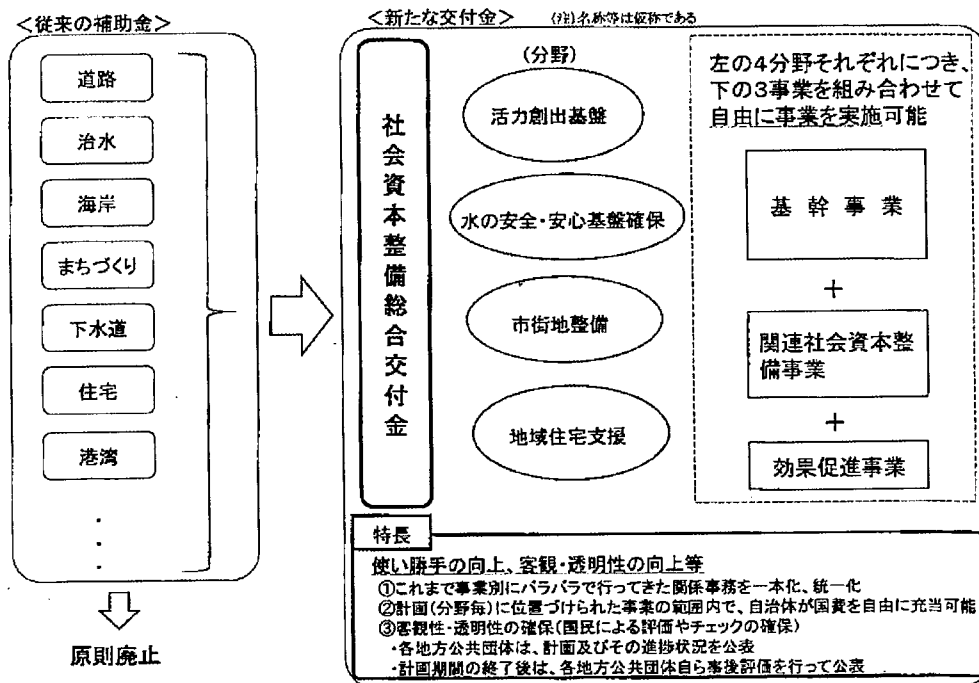
・自治体が地域のニーズにあった計画を自ら策定し、国土交通省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の自由な創意工夫によるソフト事業の実施も可能な、自由度が高く、使い勝手のよい新たな交付金（社会資本整備総合交付金（仮称））を創設。

（注1）地域活力基盤創造交付金等の既存の交付金は、新たな交付金に統合。  
 （注2）農林水産省においても、同様に、「農山漁村地域整備交付金（仮称）」（1,500億円）を創設。

#### <概要（案）>

- ✓ 交付対象：都道府県、市町村
- ✓ 交付期間：概ね3～5年
- ✓ 対象事業：国土交通省所管の社会資本整備事業等

#### 社会資本整備総合交付金（仮称）の基本スキーム（素案）



出典：平成22年度公共事業予算のポイント（財務省）